

冤罪救済制度改革への一考察

—イギリス刑事事件再審委員会の実績を踏まえて—

福 島 至

- 一 はじめに
- 二 イギリス刑事事件再審委員会の概要と実績
- 三 刑事事件再審委員会の成果と課題
- 四 むすびにかえて

一 はじめに

2009年は、2つの著名事件について、再審開始が確定した年であった。足利事件の菅家さん、布川事件の桜井さんと杉山さんの再審請求がようやく確定し、捜査や刑事裁判の抱える問題点に対する市民の関心が高まった。しかし、これらの事件が再審開始にたどり着くまでには、長い時間を要したばかりではなく、弁護活動や事件調査などにかけた費用や労力など、多大な資源を要した事実を忘れてはならない。この事実から逆に考えると、かかる資源や人に恵まれない多くの冤罪被害者は、泣き寝入りを余儀なくさせられているのではないかと推測される。

国家が運営する刑事司法制度において、無実の人を誤って処罰することは、あってはならない。冤罪に苦しむ人を生み出すことは、国家が行う最大の不正義の一つと言ってよい。国家は、冤罪を生み出さないようにする義務がある。

冤罪で苦しむ被害を極小化し、その苦しみを可能な限り取り除くためには、どうしたらいいか。第一に、無実の罪で苦しむ人が出ないように、予防することである（冤罪の予防）。冤罪の発生は、被疑者・被告人とされた

人に大きな苦しみを与えるだけではなく、当該犯罪の被害者にも困惑と苦痛をもたらす。誤った有罪判決が確定しないように、できるだけ早く通常手続の段階で、防止しなければならない。そのためには、捜査段階や公判段階における被疑者・被告人の人権保障を十全のものとし、「疑わしきは被告人の利益に」の鉄則を徹底して、誤って無辜を有罪にすることのないように、刑事手続を構築していく必要がある。最近の司法改革がこの方向で実効あるものになるよう期待するが、残念ながら取調べの適正化などが強力に推進されているわけではなく、具体的な改善になっていないと思う。

第二に、誤って確定してしまった冤罪事件をできる限り早急に探知し、それを迅速に是正、救済しなければならない（冤罪の救済）。冤罪の予防は重要であるが、現状では不十分である。加えて、人間の能力には限界がある上、ある時代に間違いないと考えられていたことが、後になって技術の進歩等により否定されることも避け難い。このようなことを考慮するならば、冤罪の発生を完全にゼロにすることも、ほぼ不可能である。そうすると、誤判（冤罪）の存在を的確に発見し、救済していくのは極めて重要なことである。人間の社会では不可避免的に誤判（冤罪）が発生していると認識すべきであり、それを早期に発見して、被害者を救済することは不可欠な取組である。誤判救済制度を整備するのは、国家の責務であると言って良いであろう。「（刑事司法）手続の健康状態は、それがもたらす誤りの数によって測定されるばかりではなく、それらの誤りを認めて正す能力によっても測定される」¹のである。

さて、このような問題意識を持つならば、日本が誤判（冤罪）救済についてどのような制度を整備すべきかは、重要な問題である。足利事件が再審開始に至ったのは、たまたま熱意にあふれ、手弁当て駆けつけてくれる弁護士に出会うことができたからであり、加えてたまたまDNAの再鑑定が可能だったからである²。刑事訴訟法上に再審の規定は設けられてはい

るものの、冤罪救済のための公的支援制度は皆無といってよい。僥倖に恵まれない多くの冤罪者は、泣き寝入りを余儀なくされているのが日本の現状ではないか。

そこで、本稿では、冤罪の救済に焦点を絞り、個々の冤罪事件救済のためにどのような制度や取り組みが必要なのか、イギリス（連合王国）の例を参考にして、考察していきたい。同国においては、政府の資金を投入して刑事事件再審委員会が設立され、誤判救済に取り組んでいる³。すでにこの制度については、私自身以前に紹介したことがある⁴。ただ、それは10年ほど前で、しかも同委員会制度発足当初の時期での論稿であった。その後、同委員会の事件処理の蓄積も増え、成果と課題も一層明らかになってきた。いま一度ここで同委員会の現状を報告し、日本における冤罪救済制度構築の示唆を得ることとしたい。

なお、本稿でいう冤罪とは、無実の罪で有罪判決が言い渡され、刑の執行を受けることを主に指す。

二 イギリス刑事事件再審委員会の概要と実績

イギリスには、二つの刑事事件再審委員会がある。イングランドなどを管轄するCriminal Cases Review Commission（以下CCRC）と、スコットランドだけを管轄するScottish Criminal Cases Review Commission（以下SCCRC）である。これらの概要と実績について以下紹介することとするが、両委員会の設立当初の状況については既に前記拙稿において触れているので、その点については最小限度に留めることにする。

1 CCRC⁵

1980年代の誤判冤罪事件の存在が相次いで発覚したことを受けて設けられた王立委員会（ランシマン委員会）の報告書にもとづき、設立された。

従来内務大臣が担っていた控訴院への事件付託権限を継受し、1997年4月1日から業務を開始した。イングランド、ウェールズと北アイルランドを管轄し、誤判救済に向けた独立委員会としてバーミンガムにオフィスを設けて活動している⁶。

財政規模は、最近の実績で年間予算が700万ポンド弱（約10億円相当）で、収入は政府からの補助金である。2009年3月31日現在のスタッフは、委員11名（フルタイムとパートタイムを含む）、事件審査主事44名（一部パートタイム雇用があるので、フルタイムで勤務するスタッフに換算すると40.9名分に相当する）、事件審査員4名、事務スタッフ46名で、主として事件審査申立、調査、付託決定などに従事している。

事件処理の実績について、紹介する。97年の業務開始から2009年12月31日までの総計では、事件の申立受理件数が12,325件、既済件数11,605件、控訴院へ付託決定した件数444件（既済件数の3.8%）である。付託した事件のその後の帰結であるが、控訴院で審理済み件数が411件あり、その内訳は原有罪判決破棄が290件（審理済み件数の70.6%）、原有罪判決維持が118件、決定待ち3件であった。

表1および図1は、委員会への事件申立受理数ならびに既済件数の年度推移（各年度は4月1日から翌3月31日まで）を示したものである。業務開始直後を除き、概ね年間1,000件程度を処理していることがわかる。表2および図2は、委員会の既済件数と付託件数、付託率の推移を示している。付託率はだいたい4%前後をはさんで変化を繰り返しており、それほど大きな変動はない。表3および図3は付託審理結果の推移を示したもので、原判決破棄と維持との比およびその推移が見てとれる。

2 SCCRC⁷

スコットランドだけを管轄する委員会として、1999年4月1日に業務を開始した。高等法院への事件付託権限を有しており、若干の違いはあるもの

表1：CCRC申立受理・既済件数

	申立受理件数	既済件数
1997	1103	310
1998	1037	492
1999	777	1015
2000	800	1110
2001	834	1202
2002	932	987
2003	885	901
2004	955	825
2005	938	1012
2006	1051	990
2007	984	1087
2008	919	941

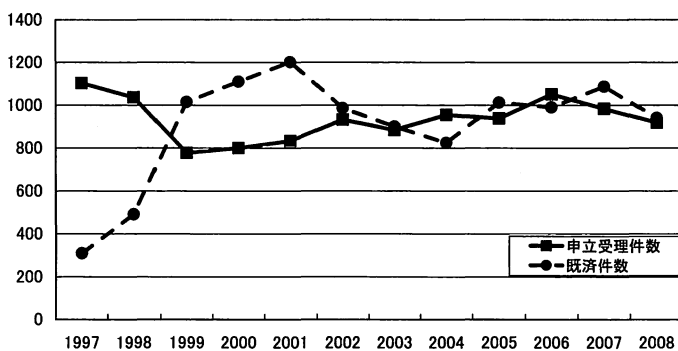


図1：CCRC申立受理・既済件数

表2：CCRC既済件数中の付託率

	既済件数	付託件数	付託率 (%)
1997	310	12	3.87
1998	492	32	6.50
1999	1015	36	3.55
2000	1110	44	3.96
2001	1202	37	3.08
2002	987	35	3.55
2003	901	30	3.33
2004	825	45	5.45
2005	1012	47	4.64
2006	990	38	3.84
2007	1087	27	2.48
2008	941	39	4.14
総計	10872	422	3.88

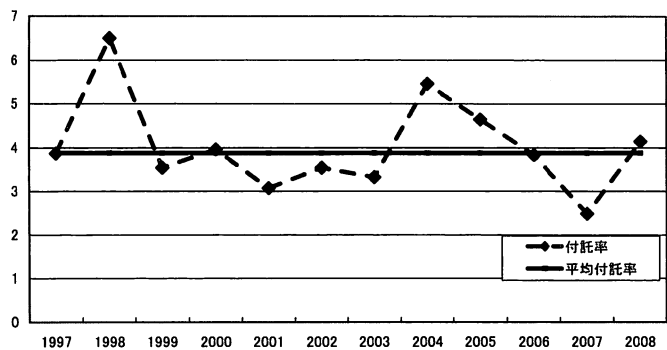


図2：CCRC既済件数中の付託率

※平均付託率は、総計の付託率である。

表3：CCRC付託審理結果

	破棄	維持
1997	2	0
1998	9	3
1999	17	5
2000	20	6
2001	18	16
2002	22	16
2003	33	9
2004	33	10
2005	33	14
2006	33	14
2007	30	15
2008	22	7

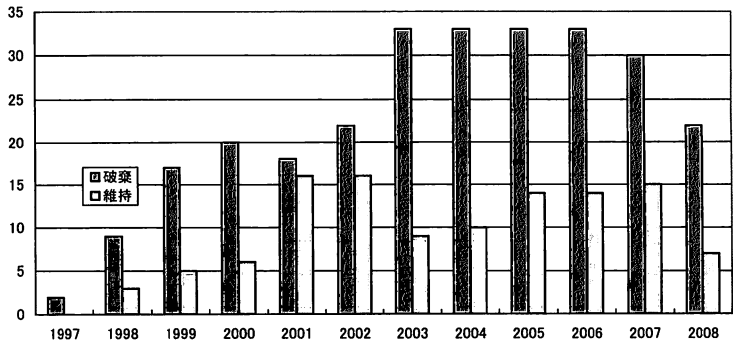


図3：CCRC付託審理結果

のCCRCと同様の活動をしてきた。管轄地域の人口や事件数等から考えて当然であるが、規模としてはCCRCに比べはるかに小さい。オフィスは、グラスゴーにある。

財政規模は、最近の実績で年間予算が約120万ポンド（約1.8億円相当）で、収入はCCRC同様政府からの補助金である。2009年3月31日現在のスタッフは、委員8名（いずれもパートタイム）、法律調査スタッフ9名（欠員1名を含む）、事務局長以下の事務スタッフ5名で、主として事件審査申立、調査、付託決定などに従事している⁸。

事件処理の実績について、紹介する。99年の業務開始から2009年11月30

表4：SCRC申立受理・既済件数・付託件数

	申立受理件数	既済件数	付託件数
1999	130	14	2
2000	90	62	7
2001	88	87	8
2002	95	117	12
2003	98	140	5
2004	118	130	13
2005	165	146	10
2006	103	145	10
2007	99	98	8
2008	106	104	7
合計	1092	1043	82

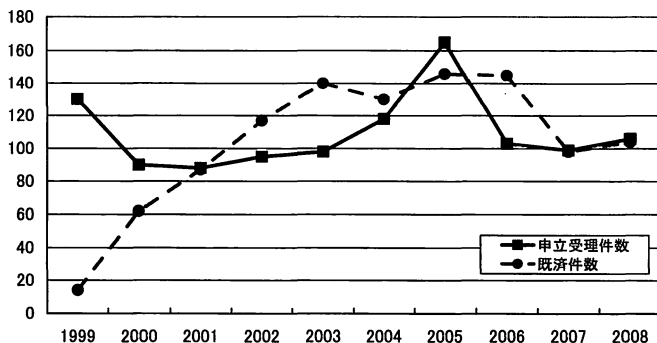


図4：SCRC申立受理・既済件数

日までの総計では、事件の申立受理件数が1,147件、既済件数1,103件、高等法院へ付託決定した件数93件（既済件数の8.4%）である。付託した事件のその後の帰結は、高等法院で審理済み件数が68件であり、その内訳は原有罪判決破棄が42件（審理済み件数の61.8%）、原有罪判決維持が17件、取下げが9件であった。表4は、申立受理件数、既済件数、付託件数の10年間の推移を示している。概ね毎年100件ほど事件処理をし、その約8%前後が付託されている状況がわかる。

三 刑事事件再審委員会の成果と課題

刑事事件再審委員会の活動のうち、特にCCRCについては、業務開始から10年を経て、委員経験者や誤判問題の研究者などからいくつかの論稿、書籍が公刊されるようになった。以下では、その代表的なものを紹介し、同委員会の成果と課題について検討の材料を示す。

1 CCRC前委員の省察

ローリー・エルクスは長年にわたる商事法務のバックグラウンドを持っている法律家で、CCRC創立時からの委員であった。彼は委員任期の終了後に、法律家団体JUSTICEから本を出版し、この間のCCRCの活動をふり返っている⁹。

エルクスは、CCRCの実績として次の二つをあげている。第一は、委員会が純粋に独立した機関として確立したことである。常に委員会は、偏見を持たずに、そしてまた政治的もしくは組織的な抑制なしに、事件の調査を遂行してきた。委員会は、全体的にも、また個別事件のレベルにおいても、常に十分理由のある付託を控訴院に対して行ってきた。ランシマン委員会が懸念していた行政機関による誤判調査の問題に対しては、このように独立性を確立することによって、十分に対処してきた。第二は、控訴院

への付託事件数の増加である。内務省C3課が担当していた時代は年間10件ほどが付託されるだけであったが、CCRCになってからは年間40件ほど付託しており、約4倍になった。

エルクスは他方で、CCRCに対する脅威について、私見を述べている。第一に、CCRCと（予算上の）スポンサー機関との難しい関係である。スポンサー機関は刑事司法改革局Office for Criminal Justice Reformである。同局はかつて内務省に属していたが、省庁再編により、現在は司法省Ministry of Justiceに属している。省当局は、当初CCRCを（存在が）「望ましい」機関もしくは少なくとも「必要悪」の機関と見なしていた。しかし最近では、政治状況を反映して、スポンサー機関はCCRCを「不必要悪」の機関と時々みなしているように思われ、委員会に対する位置づけは異なってきた。このため、CCRCは、予算や委員の削減¹⁰、業務遂行のやり方に対する批判にさらされるようになってきた。受入れ難いことには、CCRCがスポンサー機関から敵意を持って規制されることである。第二には、行政府が立法活動を通じて、委員会の活動範囲を限定しようとする動きがある。第三には、個々の委員会付託事案に対する判断を通して、裁判所による委員会活動領域限定の動きがある。裁判所は政治家の力を借りずに、自らの手でCCRCに制約を科してきた。たとえば、量刑不当として付託した事件や、法改正など法の変化を理由として付託した事件については、控訴院はそれを却下する態度をとったため、CCRCは制約を受けることを余儀なくされた。第四に、控訴院はそればかりではなく、付託審査に際して要求される新証拠の評価につき、貴族院裁判所の決定を押し戻すような決定を行っており、これもCCRCにとっては制約となった。

彼はこれらの脅威が委員会活動に影響を与えているが、それを妥当と考えている傾向が政治家の中にあることも事実であるとして、それを次のように紹介する。CCRC設立を提言したランシマン委員会では、バーミンガム・シックスなどの冤罪事件を念頭に置いていた。しかし、これらは取調

べの録音録画を要求したPACE以前の事件であり、また証拠の全面開示がその後実現したこともあって、いまは以前のような誤判は発生しにくくなり、状況は違うとする。例えば、ブレア首相やリード内相はその在任中に、被告人の利益をはかることから犯罪被害者の利益をはかることへの「再均衡」を唱えた。誤判防止は過去の政策課題で、いまや犯罪被害者や法を遵守する大多数の市民の権利を擁護する方向に重心を移すべきだと主張し、特に真実犯行を行っているのに、手続上の違法を理由に控訴院が有罪判決を破棄することは堪え難いなどとして批判したのである。

しかし彼は、CCRCの存在意義を擁護する立場から、次の反論をしている。確かに旧来誤判原因として指摘された多くの問題点は除去されたかもしれない。しかし、新たな誤判原因が生じたてきし、新しい問題点の存在も認識されてきた。たとえば専門証人をめぐる諸問題である。新たな科学法則が出現し、その当否が不断に問題となる。科学の進歩は目覚ましく、専門証人は常にその最先端ギリギリのところで登場せざるを得ない。そうすると、常に誤判のリスクを免れない事情がある。また、証言の信用性についての再吟味は、控訴院にはそれを行う十分な方法も設備もない。しかし、ある事件では、CCRCは独自の調査権限に基づいて証人の社会福祉記録を取り寄せ、以前から証人が執拗に根拠のない（虚言の）クレームをつけていたことを明らかにし、その信用性を弾劾した。また、税関庁が告発した関税法違反事件の誤判例では、税関庁自らが重要な証拠を隠していたことがCCRCの調査で判明した。これらの事例を見ると、独立したCCRCが調査権限を持って誤判究明にあたる重要性は否定できない。そのほか性犯罪の誤判事案で、「被害者」女性証人の過去について、性犯罪被害者保護の観点から一審で弁護士が反対尋問をすることが制限され、有罪となった事例があった。結局CCRCの調査で彼女の過去が明らかになって、有罪判決が破棄されたが、これは「再均衡」化の持つ危険性を如実に示している。

2 CCRC関係者以外からの意見

CCRC関係者以外からは、その実績を一定評価しつつも、冤罪救済に十分な効果を上げているわけではないとして、いくつか批判的な意見も投げかけられている。

(1) ロバーツとウィザードの考察

イギリスにおいては、イノセンス・プロジェクトが運動として取り組まれている。イノセンス・プロジェクトとは、大学を中心にした民間運動ベースの冤罪救済支援運動である。1992年にバリー・シェックらがニューヨークのカードツ大学ロー・スクールで始めたのが最初である。その後、アメリカ合衆国で多くの冤罪者を救済する原動力となった。これまで全米でDNA再鑑定により216人が救済されたが、そのほとんどにこのプロジェクト活動が寄与しているという。冤罪の訴えを調査することを主たる活動内容とするが、学生の実務教育プログラムに組み込まれていることが特徴的である。この運動が、イギリスの各大学においても取り組まれるようになった。

さて、イギリスにはCCRCやSCCRCがあるのにもかかわらず、なぜこのプロジェクトが各大学で進められているのか。素朴な疑問がわき上がる。刑事事件再審委員会が機能していれば、このような運動は不要ではないかと思うからである。この点について、イノセンス・プロジェクトに関わっているロバーツとウィザードの2人の研究者が論文を書いている¹¹。彼らは、CCRCの設立理由、冤罪の意義、イノセンス・プロジェクト設立の理由、イノセンス・プロジェクトとCCRC協働の必要性和意義、法学教育や刑事司法改革におけるイノセンス・プロジェクト活動の意義について論じている。以下、その要旨を紹介する。

イノセンス・プロジェクトとCCRCとの大きな違いは、救済対象の違いである。イノセンス・プロジェクトは、あくまでも無実の罪を帰せられて

いる無辜を対象としており、いわゆる冤罪救済に特化している。これに対しCCRCは、法的意味での誤判（wrongful convictionもしくはmiscarriage of justice）救済に対象があり、例えば手続上の違法を理由に無罪判決が言い渡されるべき人も含むことになる。控訴院が有罪判決破棄事由である「支持できない」という用語を用いる場合には、2種類ある。ひとつは、事実（実体）問題として無実の場合であり、もうひとつは公判前からの手続全体が公正fairでない場合である。控訴院のビンガム判事は、誤判の中には手続違背による有罪判決も包含すると述べたが、これはCCRCにも共通する。しかしながら、イノセンス・プロジェクトは無辜を中心に据えて運動する。

控訴審の実際としても、事実問題よりも手続違背問題を中心に破棄が行われている。その理由は、手続違背の方が破棄されやすいからである。控訴院の破棄事由に関する基準である（原有罪判決を）「支持できない」からすると、手続の違法の方がこれをクリアしやすい。たとえば、事実審裁判官の陪審への説示が違法であれば、破棄されやすい。これに対し、事実誤認は制限的である。手続の違法に比べ、冤罪は見えにくい事情もある。

イングランドのイノセンス・プロジェクトにとっての問題は、無実であることだけを理由にいかにかCCRCを説得するかにある。CCRCに審査の申立をするにあたっては、法的代理人の重要性は欠かせない。とくに、多くの申立人が刑事施設に収容されていることを考えれば、なおさらである。これに対し、CCRC審査申立後における法律扶助は不十分であり、まして審査申立前は一層そうである。申立前に事件を調査し、論点を整理する必要性は高い。事前の調査が十分になされていれば、CCRCでの審査が迅速に行われることになる。助力が必要である。ここに、イノセンス・プロジェクトの活動の意義がある。

なお、イノセンス・プロジェクトは無辜の救済以外にも二つの役割がある。ひとつは法実務教育として、意義がある。ロー・スクールにおける実

務教育としてリーガル・クリニックが設けられているが、民事法分野に傾きがちな。手薄な刑事法分野の実務教育を担うものにイノセンス・プロジェクトがある。また誤判原因の分析を通して刑事司法改革に結びつけることは、再発防止措置として重要なことであるが、予算削減の圧力を受けているCCRCには余力がない。ここもイノセンス・プロジェクトが機能する側面である。

このように述べた上、ロバーツとウィザードは、CCRCとイノセンス・プロジェクトは協働作業していくことに意義があるとして、論文を結んでいる。

(2)マイケル・ノートンの批判

マイケル・ノートンは、ブリストル大学の教員である。ブリストル大学のイノセンス・プロジェクト主宰者であり、イノセンス・ネットワーク(INUK)の代表でもある。INUKは全英のイノセンス・プロジェクトの連絡団体である。

彼の基本的な主張は、ロバーツらの主張と同じで、CCRCは無実の冤罪者を救済するのには限界があり、イノセンス・プロジェクトが必要であるとするものである¹²。その理由は、第一に、原判決を破棄するには、控訴院において(それを)「支持できない」と判断することが必要なので、CCRCはその基準を充足する現実的可能性があると認めない限り、事件を控訴院に付託できない。したがって、その基準を充足しなければ救済できないので、必ずしも無実の人が救済されるとは限らない。第二に、冤罪を申し立てようとする人に対し、法律扶助は必ずしも十分あるわけではない。第三に、そのような人々が、いい法律家と出会う保障はない。第四に、CCRCの控訴院への付託を審査するにあたっては、原審で提出されなかった新証拠もしくは新主張が必要である。したがって、CCRCが原審で提出された証拠だけで無実を確信しても、付託はできないことになってし

まう。このような限界があるために、イノセンス・プロジェクトが必要なのである¹³、と。

(3)ジョン・ロビンスの論稿¹⁴

ジョン・ロビンスは、社会問題に関心の高い法律家団体LEGAL ACTIONの運動担当者である。短い論稿であるが、以下その要旨を紹介する。

CCRCは付託事件の約70%の成功率を挙げている（原有罪判決破棄率）。他方で付託率は4%に満たない。これは、CCRCが控訴院裁判官に付託が認容されないことを恐れる余り、あまりに用心深くあるいは神経質に自主規制しているのではないかと批判されている。これを55%程度まで下がるようになれば、かえって控訴院の基準の正確性が問われるようになるのではないか。

大きな問題は、CCRCをめぐる費用削減である。控訴審に向けた弁護活動についての法律扶助は貧困であり、なかなか弁護人のなり手を探すのが困難になっている状況がある（弁護費用の算定が、時間給制から定額制に移行しつつある）。CCRCで付託されるかどうかは、どの事件審査主事にあたるかに依るとも言われている。熱意と情熱にあふれた事件審査主事が担当すれば付託につながるが、そうでなければ絶望的である。CCRCの予算が削減されるということは、有能なスタッフが流失していくことを意味する。予算問題が申立事件の滞留と救済困難性を生じかねないことを懸念する。

四 むすびにかえて

1 CCRCの評価と日本の状況

CCRCの現状と課題について考えると、政治状況が治安重視の方向に転

換し、また刑事政策の比重が犯罪被害者の保護に移ってきた影響を受け、困難な状況にもがいているように思う。特に、予算削減と控訴院との関係の二つの問題が、CCRCの活動に制限的に作用していることが見て取れる。このため、冤罪救済を求める人びとからは、逆に批判を受けることになってきた。SCCRCに比べCCRCの付託率が半分程度に止まっており、特にCCRCに批判が向けられている。

ただ、CCRCが冤罪で苦しむ人を現に救済してきた実績について、率直に評価すべきであろう。内務省が行っていたときの付託数に比べ、年間の付託数が4倍程度に上昇した。CCRCへの審査申立に関し本人には費用負担がないし、申立後の事件調査はCCRCの権限で職権によって行われ、独自の証拠収集もできるようになっている。一定程度の冤罪救済の実績は上がっていると思われる。CCRCへの不満は示されているが、それは一定の実績を前提にした上での不満であり、日本は全くその前提まで到達していないのが実情である。

もっとも、日本とイギリスの法制度には大きな違いがあり、イギリスの方が日本に比べて、冤罪で刑の執行を受けてしまう人の割合が高いのではないかとする指摘がありうる。つまり、イギリスでは一審で有罪判決が言い渡されると直ちに刑の執行が開始される一方で、控訴審における審理が並行してなされる。これに対し、日本では三審制をとっており、被告人が控訴、上告をするのであれば、一審有罪判決によって直ちに刑の執行が開始されるわけではない。その点だけをとらえれば、日本では誤った有罪判決が確定して刑の執行がなされる前に、控訴審もしくは上告審の段階で救済される可能性が高いと考えることもできよう。

しかし、これは現実を見ていないと言うべきである。イギリスでは二重の危険が保障され、一審無罪判決に対して、検察側は原則的に事実誤認を理由に控訴を申し立てることはできない。しかし、日本ではこれが許され、一審無罪判決が控訴審で逆転されることがあり、むしろ控訴審段階で

冤罪が増える可能性がある。実際に統計からすると、控訴審で破棄自判有罪になる者の数の方が、同じく無罪になる者に比べはるかに多いのである¹⁵。日本の方が、イギリスよりも冤罪で刑の執行を受けている人の割合は少ないなど考えるべきではなかろう。

2 あるべき冤罪救済制度に向けて

日本では、冤罪の被害者に対し、それを公的に援助する制度は皆無といつてよい。最近では犯罪被害者への支援の重要性が強調され、その方向での制度上の改善が徐々になされてきた。しかし、冤罪の被害者は、場合によっては権力濫用（犯罪）の被害者にもなり得るにもかかわらず、制度上救済のための改善は全くされてこなかった。再審請求をする場合に、弁護士に相談するための法律扶助はないし、再審請求後も全くない。それどころか、そもそもどこに相談に行けばいいのかすら、わからない状況におかれている。イギリスに比べ、冤罪被害者ははるかに放置されているのである。冤罪被害者がそのまま泣き寝入りをせざるを得ない状況にあるとすれば、日本の社会は正義にかなった社会と本当に言えるのか。公正な裁判を受ける権利の意義¹⁶を再確認する必要がある。無事の不処罰の理念を実現するために、冤罪救済を現実に達成できるための制度的保障が必要である。

それでは、どうしたらよいか。冤罪救済制度のあるべき姿について、考察しよう。

第一に、刑事事件再審委員会をモデルにして、政府が資金を提供して再審請求援助のための公的機関を設ける必要がある。エルクスの指摘する通り、独立した公的機関が、法的な調査権限を有して非開示証拠、秘匿されている証拠を収集して、冤罪救済に取り組む必要性は否定できない。また、最近ではDNA鑑定など科学鑑定的重要性が増している。このような専門的鑑定が冤罪の発見と不可分になっている以上、事件の再検討を冤罪を

訴える個人の自力に委ねるのは酷である。再審請求に際してより科学的専門性を備える必要性が高まっていることも、公的に再審請求を支える必要性を裏付けるのである。そうでなければ、事実上冤罪被害救済の途を閉ざすことになる。専門的、系統的事実調査を支援するためにも、公的組織的援助が必要である。

CCRC等の検討結果から得られた知見からすると、設けられるべき公的援助機関には、①司法や行政からの独立性を確保すること、②その機関に対し、公私を問わず関係機関や団体等が保有する情報を収集する権限を与えること（強制的に情報収集しううSCCRCのやり方が望ましい）、③十分な予算を確保して独立性を担保するとともに、専門的で有能なスタッフを獲得することができるようにすること、などが必要である。日本の刑事手続の中で、どう位置づけるかは難しいが、再審請求を担わせるなど、特徴に応じた制度設計は可能であろう。

第二に、冤罪を訴える人に対して、法的援助を整備する必要がある。このような境遇におかれている人は経済的に苦しいことがほとんどであるし、多くは刑の執行のため刑事施設に拘束されている。弁護士の紹介とともに、十分な法律扶助を用意すべきである。

第三に、再審法の改正も必要である。CCRCに対し指摘された問題点は、事件付託基準や申立受理の要件などに起因するものと、予算削減から起因するものと、大きく二つに分けられるように思う。そうすると、CCRCを機能させるには、予算上のことを別にすれば、控訴院との関係を変えなければならないということになろう。この点から日本の状況を考えるならば、再審開始にあたっての要件など刑事訴訟法改正の法的整備も考えていかなければならないと思う。

第四に、これまで述べてきた制度改革が行われたとしても、冤罪事件の探知、発掘をはじめ、事件の予備調査や冤罪被害者本人や家族の精神的支援など、市民運動が担わなければならない部分はどうしても残る。日本で

も、本格的にイノセンス・プロジェクトに取り組む必要があると思う。

以上種々検討してきたが、イギリスとは法制度が異なるので、まったく同じような冤罪救済制度を設けるわけにはいかないかもしれない。しかし、政府による誤判事件の検討から、政府の責任で冤罪救済制度が作られてきた面は、真摯に学ぶべきだと思う。足利、布川両事件に社会的な注目が集まっているが、その関心を制度的改善につなげなければならない。冤罪の失敗から何をフィードバックするか。制度改革に取り組む必要がある。

- 1 Nick Taylor with Mike Mansfield, Post-conviction Procedures, in Clive Walker and Keir Starmer (ed.), *Miscarriages of Justice: A Review of Justice in Error* (Blackstone Press, London, 1999) p.229
- 2 足利事件におけるその経緯については、菅家利和『冤罪』（朝日新聞出版、2009年）、菅家利和＝佐藤博史『尋問の罠－足利事件の真実』（角川書店、2009年）参照。
- 3 ノルウェーにおいても、イギリスの制度を模範にして、2004年から刑事事件再審委員会を設置している。<http://www.gjenopptakelse.no/index.php?id=31>参照のこと（2010年1月20日最終アクセス）。
- 4 拙稿『『イギリス刑事事件再審委員会Criminal Cases Review Commissions』の現状と課題』『渡部保夫先生古稀記念 誤判救済と刑事司法の課題』（日本評論社、2000年）173～198頁
- 5 CCRCに関する現況、実績に関するデータは、<http://www.ccr.gov.uk/publications.htm>から得たものである（2010年1月20日最終アクセス）。同ウェブページ上で公開されている各年次報告書（Annual Report）を元に、経年変化の図表を作成した。
- 6 CCRCに関する邦文文献として、このほか、幡新大実「イングランド・ウェールズにおける証拠不開示と冤罪(1)」季刊刑事弁護50号（2007年）167～172頁、日弁連死刑執行停止法制制定等提言・決議実現委員会『ドイツ・イギリス調査報告書－死刑廃止国における冤罪・被害者支援・代替刑－』（2006年）59～70頁、127～143頁がある。なお、日弁連の上記委員会報告書は2005年にCCRCを訪問した記録であり、この時の模様はCCRCの2005-2006年次報告書にも大きな写真とともに掲載されている。Cf. CCRC Annual Report 2005-2006, pp.44-45
- 7 SCCRCの活動に関する現況、実績に関するデータは、<http://www.sccrc.org.uk/home.aspx> から得たものである（2010年1月20日最終アクセス）。図表作成は、CCRCと同様のやり方をとった。

- 8 SCCRC内における付託決定は、8人の委員全員が出席した委員会の場で行われる。これに対し、CCRCは1名もしくは3名の委員が各事件を分担して決している。Cf. Peter Duff, *Straddling Two Worlds: Reflections of a Retired Criminal Cases Review Commissioner*, *Modern Law Review*, vol.72, No.5 (2009), p.694.
- 9 Laurie Elks, *Righting Miscarriages of Justice? – Ten years of the Criminal Cases Review Commission* (JUSTICE, London, 2008)
- 10 1999年に14人だった委員の数は、2009年には11人になった。これは法律が定める最低基準の数である。また、2009年度の総予算は前年比10%程度減額された。
- 11 Stephanie Roberts and Lynne Weathered, *Assisting the Factually Innocent: The Contradictions and Compatibility of Innocence Projects and the Criminal Cases Review Commission*, *Oxford Journal of Legal Studies*, Vol.29, No.1 (2009), pp.43-70
- 12 <http://www.innocencenetwork.org.uk/innocenceprojects.htm> (2010年1月20日最終アクセス)
- 13 最近、2007年3月31日にブリストル大学で開催されたINUKのCCRC設立10周年記念シンポジウムの内容を取りまとめたMichael Naughton (ed.), *The Criminal Cases Review Commission – Hope for the Innocent?* (Palgrave Macmillan, Basingstoke, 2010) が公刊された。そのシンポジウムの基調には、CCRCは設立前にランシマン委員会やJUSTICEが構想していた機関とは必ずしも一致しないものであり、無実の冤罪者救済に適した機関にはなっていないと述べられており、手厳しいものがある。その理由としては、事実として無実であるということと法的意味での誤判とは異なること、CCRCの付託基準が「事件が支持できないことの現実的可能性」とされていることでCCRCの機能が制限されていること、この結果、CCRCは控訴院から独立して活動することはできなくなり、控訴院がどう判断するかを予測せざるを得ない点で、控訴院に依存することを余儀なくされていること、などが列挙されている。Ibid. pp.221-224.
- 14 Jon Robins, *Is the Criminal Cases Review Commission losing its appeal?*, *LEGAL ACTION*, October 2008, pp.7-8.
- 15 たとえば、『平成21年版犯罪白書』53頁によれば、平成20年において控訴審で破棄原判無罪が13人であったのに対し、検察官が控訴して破棄原判有罪となったのは35人であった。
- 16 小田中聡樹『誤判救済と再審』（日本評論社、1982年）7頁以下。